

居宅介護支援事業所重要事項説明書

(令和 6 年 12 月 1 日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (077-565-0711)

(月～金曜日 9:00～18:00)

FAX (077-565-0811)

担 当 介護支援専門員 木村茂雄

／管理責任者 木村茂雄

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	はな. 居宅介護支援事業所
所在地	草津市木川町 1607 番地
事業所の指定番号	2 5 7 0 6 0 1 2 8 2
通常事業の実施地域 ※	草津市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 (兼務) 介護支援専門員 1 名

(3) 営業時間

月曜～金曜 9:00～18:00

(ただし、12/29～1/3、8/14～8/16、祝日は除く)

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 1・2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

4. 契約期間

- ・契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- ・契約満了の 7 日前までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

5. サービスの終了

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

6. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 居宅介護支援

要介護1・2 1,086 単位

要介護3・4・5 1,411 単位

(イ) 初回加算：新規に居宅サービスを作成した場合、もしくは要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、300 単位/月を加算

(ウ) 入院時情報連携加算Ⅰ

○ケアマネジャーが利用者の入院先の病院に入院日に利用者の情報を提供した場合

250 単位円/月

(エ) 入院時情報連携加算Ⅱ

○ケアマネジャーが利用者の入院先の病院に入院翌日、または翌々日に情報を提供した場合

200 単位円/月

(オ) 退院・退所加算

退院・退所加算 (Ⅰ) イ 450 単位 (連携1回)

退院・退所加算 (Ⅰ) ロ 600 単位 (カンファレンス参加)

退院・退所加算 (Ⅱ) イ 600 単位 (連携2回)

退院・退所加算 (Ⅱ) ロ 750 単位 (連携2回、内1回以上カンファレンス参加)

退院・退所加算 (Ⅲ) 900 単位 (連携3回以上、内1回以上カンファレンス参加)

(カ) 緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 200 単位 (1月に2回が限度)

利用者の状態の急変等に伴い、利用者に対する訪問診療実施の保健医療機関・利用者の在宅療養を担う医療機関の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス・地域密着サービスの調整を行なった場合。

(キ) 集中減算

正当な理由なく、当該事業所において判定期間に作成されたケアプランに位置付けられた介護サービス計画が一事業所の割合が80%を超えている場合、1月につき1件200単位を減算されます。

(ク) ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び前 14 日以内に同意を得て 2 回以上訪問し心身状況を記録して主治医、居宅計画計画を作成しサービス事業者へ提供した場合。400 単位

(ケ) 介護保険法改正により、特に希望事業所がない場合は、当事業所が紹介する場合は複数の事業者を提示して参考にして頂くようにします。

※（地域等級：草津市 5 等級により 10.7 パーセント加算されます）

(2) 交通費

- ・交通費は徴収しません。ただし、状況に応じて（公共交通機関を使用）特別の場合は利用者及び家族さんのご理解の上で徴収させて頂くこともあります。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

7. はな. 居宅介護支援事業所の特徴

①運営方針

- (ア) 「草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例」およびその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- (イ) 事業所と関わった高齢者様が、生きてきて良かったと思って下さるような、利用者が頑張って良かったと思われるわれる生活介護支援を行い、利用者が大切にされているこだわりを尊重した介護支援事業を実施します。
- (ウ) 介護保険法に基づき法令遵守して適宜対応して健全な運営を実施する。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員（兼務・管理者）までお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

草津市健康保険部介護保険課

電話番号 077-561-2369

滋賀県国民健康保険団体連合会

電話番号 077-522-2651

9. 事故発生時の対応

- ①サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係諸機関、利用者の家族等に連絡を行います。

- ②指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償等も視野に入れ誠意を持って速やかに行います。

※介護事業者賠償責任補償（取扱代理店：株式会社全福サービス）

10. 秘密保持

- ①事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後同様です。
- ②事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

11. 当法人の概要

名 称 : 合同会社 はな
代表者氏名 : 木村茂雄
社 員 数 : 1 名 (管理者兼務)
設 立 : 平成 26 年 9 月 25 日
所 在 地 : 草津市木川町 1607 番地
代表者氏名 : 木 村 茂 雄
電 話 : 077-565-0711
事業 内容 : 居宅介護支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを提供することのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

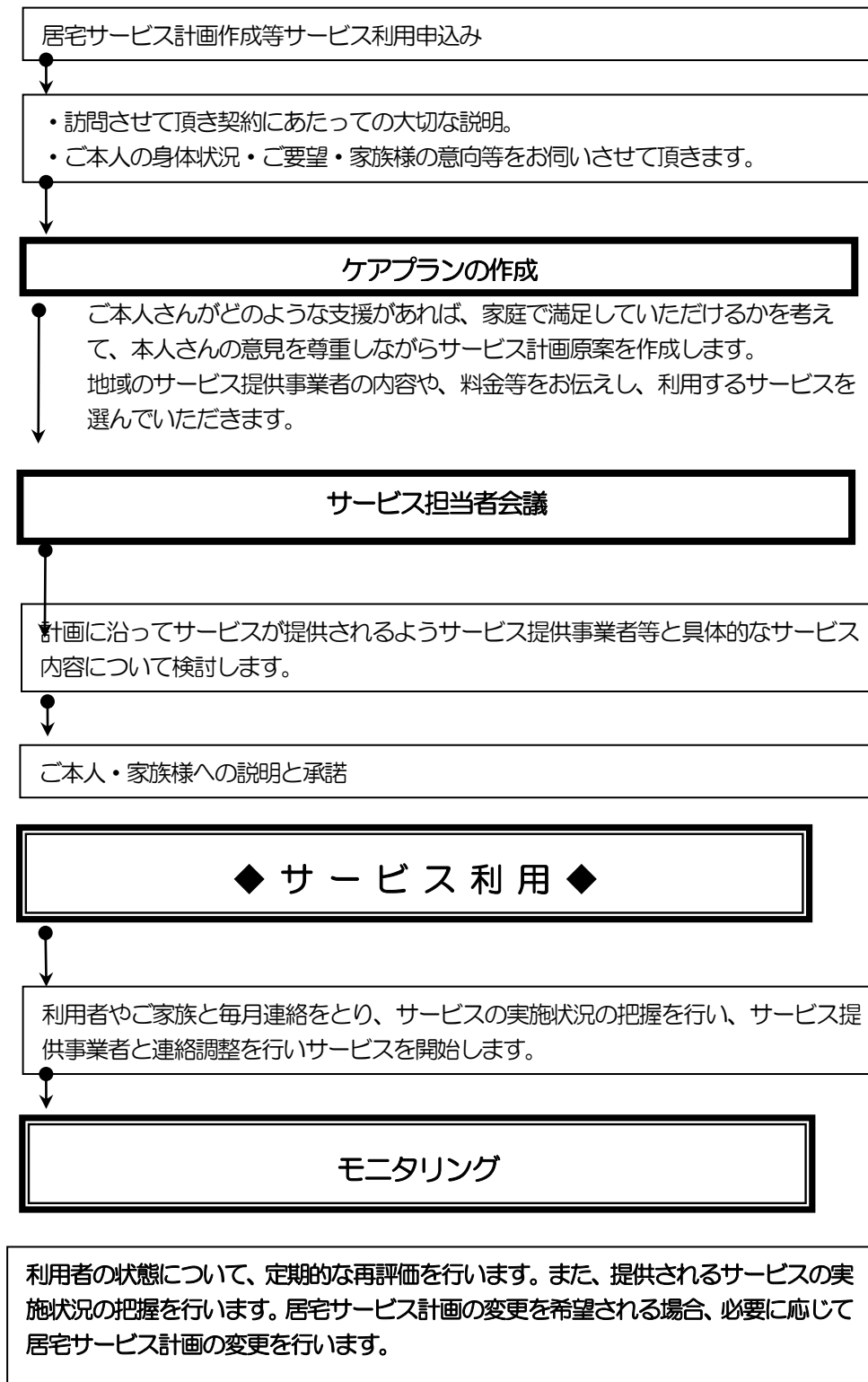
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 6 年 12 月 3 日

居宅介護支援の事業について、本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	
所 在 地	滋賀県草津市木川町 1607 番地
名 称	はな. 居宅介護支援事業所
管 理 者	木 村 茂 雄
説 明 者	木 村 茂 雄

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

ご 本 人	住 所
	氏 名
(代理人)	住 所
	氏 名